

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年4月27日 12時40分ごろ
発生場所	はりまなだ しかのせ 播磨灘の鹿ノ瀬北西方沖 東播磨港別府東防波堤灯台から真方位188°5.2海里付近 (概位 北緯34°36.7′ 東経134°49.3′)
事故の概要	プレジャーヨットSUNSHINEは、航行中、のり養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年5月14日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーヨット SUNSHINE、2.6トン 250-52159兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	本船 センターボードに擦過傷 のり養殖施設 養殖区画のロープに擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m 明石市には、4月26日20時16分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せて航行中、のり養殖施設の存在を示す白色の発泡スチロール製のブイに間近になって気付いたものの、避けることができず、同施設に乗り揚げた。 船長は、沖合にのり養殖施設が存在することを知らなかった。 船長は、乗り揚げ直前まで、波浪により白色の発泡スチロールのブイが見えなかったと本事故後に思った。
分析	本船は、航行中、船長が、沖合にのり養殖施設が存在することを知らずに航行したことから、同施設の存在を示すブイに間近になって気付いたものの、同施設に乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、本船が、航行中、船長が、沖合にのり養殖施設が存在することを知らずに航行したため、同施設の存在を示すブイに間近になって気付いたものの、同施設に乗り揚げたものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に漁業協同組合に確認するなど航行する水域の水路調査を十分に行い、養殖施設等の位置を把握しておくこと。